

習志野市教育委員会会議録
(令和5年第2回定例会)

1 期 日	令和5年2月15日(水)		
	市庁舎3階大会議室		
	開会時刻	午後1時30分	
	閉会時刻	午後2時28分	
2 出席委員	教 育 長	小 熊	隆
	委 員	古 本	敬 明
	委 員	赤 澤	智津子
	委 員	高 橋	浩 之
	委 員	馬 場	祐 美
3 出席職員	学校教育部長	菅 原	優
	生涯学習部長	片 岡	利 江
	学校教育部参事(こども部長)	小 平	修
	学校教育部次長	蓮	一 臣
	生涯学習部次長	上 原	香
	学校教育部副参事(こども部次長)	相 澤	慶 一
	学校教育部・生涯学習部副技監	塩 川	潔
	教育総務課長	中 野	充
	学校教育課長	合 田	聖
	指導課長	本 間	美奈子
	総合教育センター所長	安 村	和 晃
	社会教育課長	越 川	智 子
	生涯スポーツ課長	三 橋	智
	青少年センター所長	渡 邊	邦 彦
	中央公民館長	小久保	範 彰
	菊田公民館長	竹 口	正 樹
	中央図書館長	岡 野	重 吾
	学校教育部主幹	小 出	広 恵
	学校教育部主幹	西 郡	隆 司
	学校教育部主幹(習志野高等学校事務長)	忍	貴 弘
	学校教育部主幹	高 瀬	哲
	学校教育部主幹(こども部こども政策課長)	齊 藤	洋 介
	学校教育部主幹(こども部こども保育課長)	佐久間	心 之
	学校教育部主幹(こども部主幹)	新 井	理 香
	学校教育部主幹(こども部主幹)	松 田	裕 美
	生涯学習部主幹	宮 崎	宗 長
	生涯学習部主幹	長谷川	信 二
	生涯学習部主幹	勇	依 子
	学校教育課主任管理主事	河 村	幸 枝
	こども部児童育成課長	仁 王	俊 明
	健康福祉部主幹	児 玉	紀久子
	健康福祉部主幹	荒 井	直 樹

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和4年度教育費予算案(3月補正)について
- (2) 令和5年度教育費当初予算案について

第3 議決事項

- 議案第4号 令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
- 議案第5号 令和5年度習志野市教育行政方針について
- 議案第6号 習志野市指定文化財の指定について

第4 協議事項

- 協議第1号 習志野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに係る意見聴取について
- 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第2回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出はないが、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)及び報告事項(2)並びに議案第5号を非公開とし、非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和5年第1回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

議案第4号 令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について（教育総務課）

中野教育総務課長

議案第4号「令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、説明する。

資料2ページ目を御覧いただきたい。令和4年度こども音楽コンクールにおいて、谷津小学校管弦楽クラブ及び実花小学校吹奏楽部が資料記載の成績を収めたため、表彰状授与候補者としたものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第4号は全員賛成で原案どおり可決された。

宮崎生涯学習部主幹

議案第6号「習志野市指定文化財の指定について」、説明する。本件については、本年1月18日開催の教育委員会第1回定例会において、習志野市文化財審議会に諮問することについて議決をいただいたことから、資料2ページ目のおり、本年2月7日に開催された令和4年度第1回習志野市文化財審議会において、「藤崎富士講社の富士塚」を習志野市指定文化財に指定することについて意見を求めたものである。なお、富士塚の詳細については、資料3ページ目を御参照いただきたい。

これを受けて、資料1ページ目のおり、「本件は、富士講信仰の民俗資料として市にとって重要なものと認められることから、民俗文化財として、習志野市指定文化財に指定すべきであると考え。」との答申を受け、文化財保護法第190条第3項及び習志野市文化財保護条例第4条第1項の規定により、「藤崎富士講社の富士塚」を習志野市指定文化財に指定するため提案するものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第6号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長

協議第1号を審議するにあたり、市長事務局職員の出席を許可することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

〈市長事務局職員 入室〉

協議第1号 習志野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに係る意見聴取について
(学校教育課)

齊藤こども政策課長

協議第1号「習志野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに係る意見聴取について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。「1. 位置付け」及び「2. 中間見直しの考え方」について、現在の「習志野市子ども・子育て支援事業計画」は、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間としており、今年度はその中間年度にあたることから、必要な見直しを図るものである。計画内容とこれまでの実績を勘案し、乖離が生じているもの、また、新たな課題として顕在化してきたものなどについて見直しを行うものである。なお、事業によっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因した利用者の利用控えや、事業の中断などが発生し、平常時の実績の想定が困難であるものもあるが、これらの事業については今後の利用ニーズの算出も困難であることから、令和7年度からを計画期間とする次期事業計画の策定作業において、対応する施策を検討するものである。

資料2ページ目を御覧いただきたい。子ども・子育て支援法では、表1に記載の「教育」、「保育」、そして「地域子ども・子育て支援事業」として、延長保育事業をはじめとした計13の事業ごとに提供区域を設定した上で、区域ごとに必要量を算出し、その必要量に対する提供体制の確保内容、実施時期を確保方策として計画に示すこととされている。なお、ここで使用する「教育」、「保育」の

量という表現に関して、「保育」については、親の就労状況により保育所やこども園の長時間を利用する子どもの数を意味し、一方の「教育」については、全体から保育を除いた数のことであり、主に幼稚園及びこども園短時間等を利用する子どもの数を意味するもので、本来の「教育」という言葉の意味からは非常に限定した意味であることに御留意いただきたい。

資料3ページ目を御覧いただきたい。必要量の見込みの基礎となる未就学人口の予測である。表2を御覧いただきたい。0歳人口は、令和3年以降、予測を上回って減少しており、新型コロナウイルス感染症により妊娠、出産を控えていることが一因と考えられる。しかし、転入・転出といった社会動態による移動率にもずれが生じていることから、未就学児全体の合計では0歳人口のずれ幅ほどは推計値とのずれは生じていない。今回、この社会動態による移動率を実績に基づき補正するとともに、妊娠届の件数などから令和5年と令和6年の就学前人口の予測を改めて行った。その結果、0歳についてはさらに減少となる見込みであり、合計においても人口推計を下回る予測となっている。

資料4ページ目を御覧いただきたい。「(2)保育の必要量の見直し」については、就学前人口のうち、保育を必要とする子どもの割合である保育意向率の実績は、表3のとおりとなっている。表3下段の合計の欄と、参考として掲載した現計画における保育意向の推計とを比較すると、0歳を除き、実績が大きく見込みを上回っている。保育需要は見込みを上回って伸び続けており、今後もさらに伸び続けることが予測される。

資料5ページ目を御覧いただきたい。保育意向率の上昇実績と、先程説明した就学前人口の予測結果を踏まえ、保育の必要量見込みの見直しを行ったものが表4である。令和5年、令和6年の「必要量」一番下の「合計」欄と、参考として掲載した現計画の「合計」欄を比較すると、見直し後の保育の必要量が現計画を上回る結果となった。一方で、表の「必要量」の右横の「定員」についても見直し後の計画では現計画を上回っている。この定員の増加分については、現計画策定時に見込んでいなかった認可外施設の認可化3か所、私立幼稚園のこども園化1か所があったことなどによるものであり、各中学校区でみると、「▲」、いわゆる定員が必要量に足りていない部分もあるが、これについては、隣接する中学校区等で補えるものとしており、さらに、1歳児・2歳児の足りない部分については、認可外施設を含めることなどで対応が可能であり、令和6年度までに予定している施設整備を計画どおり行うことでさらに定員を確保し、最終的には認可外施設を含めることで待機児童が解消されるものと考えている。

資料6ページ目を御覧いただきたい。表5は、資料5ページで示した定員の内訳である。施設名の右に米印が付いているものが、先程説明した当初の計画に見込んでいなかった施設整備である。また、網掛けをしているものが、計画期間中に整備を予定している施設である。

資料7ページ目を御覧いただきたい。「(3)教育の必要量の見直し」について、教育の意向率は、全体から保育の意向率を除いた割合を用いて見直しを行い、表6のとおりとなっている。計画策定時の見込みより保育需要が上回ったことにより、反比例して教育需要は減少する結果となった。3歳児のみ令和5年度時点で供給不足が生じているが、これは令和6年度に解消される。令和6年度に「(仮称)向山こども園」と、計画期間外である令和7年度に「(仮称)藤崎こども園」の整備を予定しているが、施設整備は計画どおり実施することとし、受入れ人数については教育需要の減少傾向を踏まえ、長時間、短時間の募集人数を柔軟に設定することで、教育・保育いずれのニーズにも適切に対応できるよう運用していくものである。

資料8ページ目を御覧いただきたい。「(4)放課後児童健全育成事業の必要量と確保方策の見直し」については、令和4年度までの放課後児童会の申込み実績と、直近の児童推計から必要量の見込みを再算定したところ、資料9ページ目の表8のとおりとなった。現計画において、津田沼小学校と藤崎小学校では、令和6年度に「つだぬま第四児童会」、「藤崎第三児童会」の開設をそれぞれ予定していたが、新たに算定した必要量の見込みでは、計画策定時に見込んでいなかった児童会室の整備を実施したことで、令和4年度時点の体制で必要量に対応できるため、新たな

児童会の開設は見送ることとする。一方、谷津南小学校は、計画策定時よりも多い必要量が見込まれることから、令和6年度に施設を新たに整備し、新施設に既存児童会を移転させることで、定員増を図ることとする。また、向山小学校についても、計画策定時よりも多い必要量が見込まれるが、現在、小学校の長寿命化改修工事中により、児童会室を拡大することが困難なため、工事が完了する令和8年度以降に速やかに対応できるよう検討していく。

資料10ページ目を御覧いただきたい。表9は、この見直しを反映した放課後児童健全育成事業の確保方策の内訳となっているため、御参照いただきたい。

資料11ページ目を御覧いただきたい。「(5)その他、地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策の見直し」についてである。冒頭に説明した地域子ども・子育て支援事業13事業のうち、放課後児童健全育成事業を除いた記載の12事業については、現状の実施体制で全て実施できており、問題がない事業や新型コロナウイルス感染症の影響により縮小や事業の利用控えが生じ、平常時の実績の把握が困難な事業となっている。これらの事業については、現計画のとおり実施するものとし、量の見込み等については次期計画において具体的に検討していくものとする。

資料12ページ目を御覧いただきたい。「4. 基本施策の見直し」として、新たに顕在化してきた問題などに対応する新たな施策の追加や、現行の事業から拡大・拡充を図るものを記載している。1点目は「学校運営協議会の設置」である。これは、令和5年度より現在の学校評議員制度から、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールへ全ての市立小・中・高等学校において移行し、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議いただき、より地域に開かれた学校づくりを推進していこうとするものである。2点目の、「妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の実施」については、今般、国がその実施のための費用を補正予算に計上したもので、報道等でも取り上げられている事業である。これは、妊娠届出時より、妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るための経済的支援を一体として実施する事業である。

資料13ページ目を御覧いただきたい。3点目として、「子どもの医療費等助成の拡充」については、現在0歳から中学校修了前の子どもの保険診療による医療費などの一部または全部を助成しているが、さらなる子育て支援を図るため、令和5年度よりその助成の拡充を図るものである。拡充の内容については、助成の対象を現在の中学3年生までから高校生相当年齢に拡大するとともに、自己負担の月額上限を定めるもので、令和5年習志野市議会第1回定例会の議案として提案しているため、確定するまでの間は原資料の表記とし、確定後に具体的な表記とさせていただきたいと考えている。4点目の「ヤングケアラーへの支援」については、昨今社会問題にもなっているヤングケアラーの把握を促進して、家事・育児等の支援を行う訪問支援事業を実施するものである。5点目の「学習・生活支援の充実」については、生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生を対象に学習支援を行い、高校進学率の向上を図るとともに、生活習慣・育成環境の改善に関する支援も行っている事業である。令和3年度より、高校進学後も継続した支援を実施していることから、今回の中間見直しに反映させるものである。

資料14ページ目を御覧いただきたい。6点目の「地域学校協働本部の設置」については、資料12ページ目で説明した学校運営協議会と一体的な実施を国が推奨しているもので、幅広い地域住民の参画を得て、学校を核とした地域づくりを推進するものである。令和5年度より、市立小・中学校に現在の学校支援ボランティア制度から移行する、地域学校協働本部を設置し、新たに配置する地域学校協働活動推進員が学校と地域をつなぐコーディネーターとなって、学校支援活動、放課後子供教室、体験活動などを協働して実施していく。なお、本見直し案は、令和4年12月及び令和5年1月に子ども・子育て会議を、また、令和5年2月に福祉問題審議会を経た内容となっ

ている、と概要を説明

馬場委員

資料13ページの新規で加わるものとしてヤングケアラーがあるが、以前、このヤングケアラーに関して市議会で議員の方から一般質問等があり、教育委員会会議でも話題にさせていただいたところだが、現在、ヤングケアラーの有無の把握はどのようにしているのか。例えば、学校現場でそういった事例の把握に努めている、などがあったら教えていただきたい、と質問

相澤こども部次長

ヤングケアラーの把握については、子ども家庭総合支援の拠点である、こども部子育て支援課の子ども家庭総合支援係において把握している。子ども家庭総合支援拠点の中に、要保護児童対策地域協議会のケース対応があり、その中でヤングケアラーがいた場合については適切な支援をしているところである。令和4年12月末時点では、全部で虐待の件数が461件中、20件をヤングケアラーとして把握している状況である、と回答

馬場委員

ヤングケアラーが結構いることに少し驚いた。こども部が要保護児童に適切な支援をしていることはわかったが、その適切な支援とは具体的にどういったことを現在行っているのか、併せて新規の事業としてどのように進めていくのか、それぞれ教えていただきたい、と質問

相澤こども部次長

要保護児童対策地域協議会のケースの場合は、その子どもにどのような支援が必要かを検討するが、その際に例えば、介護をしているならば健康福祉部と協議をし、適切な支援ができるかどうかを検討するなどの対応をしている。なお、ヤングケアラーとわかったとしても、すぐに適切な支援に結びつかないケースもあるため、その前の段階として委託事業者において、例えば、その家へ食事の準備や洗濯といったヘルパーのような支援をすることが可能となるよう、令和5年度からの実施に向け準備しているところである、と回答

馬場委員

一例として承知した。例えば学習支援については、やはり介護などで学習する時間がなかなか取れないことで、少し学習が遅れがちになることもあると想像するが、学校としてはそういった点はどのようにケアをしていくのか、と質問

本間指導課長

ヤングケアラーの把握のため、総合教育センターから出している教育相談アンケートに、今年度から一つ設問を設けることで、学校でチェックできるような体制をとっている。この教育相談アンケートだけでなく、学校では厚生労働省から出されているチェックシートも用いながら、教員が自分の学級の中で、ヤングケアラーの疑いがあるものについても指導課に相談をいただき、子育て支援課と連携を図っているところである。学習については、こういった児童生徒だけを取り立てて学習面の遅れのサポートをするということではなく、他にも個々の支援が必要な児童生徒もいることから、区別なく支援をしている。今後も引き続き、学習の遅れが生じないよう支援していきたいと考えている、と回答

馬場委員

そういった対応であれば、少し安心した。健康福祉部、こども部などの他部署と連携して、サポ

ートしていくという体制が見えたので、そういった子がとりこぼれないよう、今後の対応に期待したい。また、資料13ページの一番下の段の、生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援について、今回初めてそういった事業があることを知った。実施しているのは市内で1か所との説明であったが、事業の位置付けとして充実・拡大といった点で、その場所を増やすといった計画はあるのか、と質問

荒井健康福祉部主幹

場所を増やすという計画は今のところ考えていない、と回答

馬場委員

場所を増やせると良いと思う理由として、習志野市は地形的に横に長いので、やはり少し遠くて通いづらいと感じる場合もあると思う。そういったところで利用率に影響があるのではないかと。最低でも西部と東部のように、2か所あるとより利便性が高くなり良いと思うので、今後検討していただきたい、と要望

古本委員

ヤングケアラーの定義を教えてください、と質問

相澤こども部次長

法律上の規定はないが、厚生労働省では、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」と紹介されている。どこからヤングケアラーとして扱っていくかについては、まず子どもの権利が守られている状態かどうかというところで判断していく。権利とは例えば、健康に生きる権利であったり、教育を受ける権利であったり、子どもらしく生きる権利であったりというようなことがあげられる。それを一人ひとりアセスメントシートで判断して支援につなげていく対応をとっている、と回答

古本委員

質問した理由として、ある時期までは家事をしたり、親や兄弟の面倒を見たりすることは皆当たり前のことで、近所から偉いと言われることはあっても、可哀想という概念ではなかったように思ったからである。子どもがヘルプを求めているかどうか非常に大きな問題だと思うので、それが一概に全て悪いものだというような扱いになってしまうのはいかがなものかを感じる。例えば、家事を分担してやっていて、お風呂を入れたり、洗濯物を畳んだりしたから勉強する時間がないというのは、根拠として少し疑問が残る。各家庭の方針もあるのだから、苦しんでいない子どもまで一括りにするのはなく、ヘルプが必要なのかそうではないのかをしっかりと見極めた上で、きめ細かく対応していただきたいと思う、と要望

相澤こども部次長

例えば介護や家事をすることで、学校に行くことができなくなってしまうなど、子どもにとってやりたいことがあるけれども、それができないというような状況があるか、ないかというところで判断していきたいと考えている、と回答

古本委員

まだ始まったばかりでいろいろ手探りの状態だと思うが、きめ細かくやっていただきたいと思う、と要望

赤澤委員

資料5ページの上部の説明文に、計画時に見込んでいなかった認可外施設の認可化3か所、私立幼稚園のこども園化1か所とあるが、表4は当該施設での受け入れ人数を定員に組み込んだ上での表という理解でよいか、と質問

齊藤こども政策課長

御認識のとおり、この部分については定員の中に含まれている、と回答

赤澤委員

表の「差」欄に「▲」が多く出てきているが、説明文には、待機児童が解消されるものと考えていると記載されている。例えば、第三中学校区は「▲」の数字が大きいですが、これはどのように解釈すればよいのか、と質問

齊藤こども政策課長

「▲」のある中学校区については、そもそも長時間児が通う保育所・こども園に学区があるわけではなく、利用する保護者の通勤途中などで、隣接する中学校区の施設に通うことも多くあり、隣接する中学校区でカバーができるという考え方のもと、全体として解消していけるというように考えている、と回答

赤澤委員

例えば令和5年、令和6年もあまり変わらないが、第二中学校区は「▲」が少なく、第四中学校区は「▲」がついていないため、受け入れの余裕があるのではないかと。そうであれば「▲」は、近隣に移行することによって「▲」が出なくなると思う。もし説明のとおり、近隣学区で補えるという対応が機能しているのであれば、分散するのではないかとと思うが、分散していない理由が何かあるのか、と質問

齊藤こども政策課長

この表においては、その中学校区に住んでいる子どもと、そこに住所を有する施設で分類しているため、実際には他の中学校区に通っているとしても、あくまで住所があるところでの状況を集計しているものとなっている、と回答

赤澤委員

この表では、待機児童が何人発生しそうかということがみえる表ではない、という理解でよいか、と質問

齊藤こども政策課長

正確には、学校ごと地域ごとで出たり出なかつたりというのは毎年あるもので、本市の人口等を鑑みて、全体である程度の枠を確保することによって、完全にリンクしないまでも待機児童は減らしていけると考えている、と回答

赤澤委員

待機児童をなくし、子育てしやすい環境を考えた時に、入所・入園できなければ親は仕事を辞めなければならなくなってしまうため、非常に重要な問題だと思っている。資料の説明文中に待機児童が解消されるとの記載があったため、それは、この資料においてどのように確認したらよいかと疑問に感じたが、別途確認できる資料等があると思うので、説明については了承した、と発言

高橋委員

令和4年度の待機児童は何人ぐらいいるのか教えていただきたい、と質問

齊藤こども政策課長

待機児童については、国基準で全国的に集計する日付が4月1日で、令和4年4月1日現在では16名である、と回答

高橋委員

16名の待機児童が発生するという数字については、恐らく今年に関しても予測はしたと思うが、それと比較して見込みどおりであったのかどうか教えていただきたい、と質問

齊藤こども政策課長

計画上では、必要量に対する定員という部分では足りていなかったため、ある程度そういった待機児童が発生するのではないかと予測はしていた、と回答

高橋委員

そうであれば、予測が合っているということだから、今回、待機児童が解消されるとの予測も実現しそうで安心した、と発言

古本委員

例えば、希望した保育園などが定員に達していた場合、空いている所の紹介などはしてくれるのか、と質問

佐久間こども保育課長

保育所等の入所については、自宅の近隣地区、また通勤圏内での入所が可能な場所など、様々な希望を書いていただくよう御案内し、それに基づき審査をしている状況である、と回答

古本委員

きめ細かく対応してくれており、安心した。人を雇用している立場からすると、復帰してくれる予定であった人が、突然、希望する保育所に入ることができなくなったため、出勤できなくなったなどとなると相当困ることになる。どこかで定員に余裕があるところを紹介してもらえるのであれば安心できる。ただし、今回の表の令和5年でいうと13人はまだ足りていないとの予測となっているので、できる限りの対応をしていっていただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

<報告事項(1)及び(2)並びに議案第5号については非公開。

ただし、令和5年2月16日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

報告事項(1) 令和4年度教育費予算案(3月補正)について

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(1)「令和4年度教育費予算案(3月補正)について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。教育委員会第1回定例会において議決をいただき市長に申し入れをした部分のうち、変更箇所を説明させていただく。上段の表中、「No. 2 新型コロナウイルス感染症学校衛生管理事業」の「事業費(申入れ額)」については、4,110万4,000円であったものが、最終確定額として、3,640万4,000円となった。理由については、本事業は国の補助金を活用していることから、国からの補助上限額の通知に合わせ減額したものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和5年度教育費当初予算案について (教育総務課)
議案第5号 令和5年度習志野市教育行政方針について (教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(2)「令和5年度教育費当初予算案について」、説明する。本件は、明日開会の令和5年習志野市議会第1回定例会で、市長より提案される当初予算案についての報告である。

資料11ページ目を御覧いただきたい。上段の表中、一番右の「参考」欄は、習志野市全体の「一般会計予算の状況」を記載している。同表「歳出予算額」欄の一番下を御覧いただきたい。令和5年度においては、習志野市として初めて700億円を超え、最終予算額705億7,000万円である。令和4年度と比較すると、約74億円の増額となっている。また、同表「教育費歳出予算額」欄の「歳出予算総額」については、令和5年度は約118億7,600万円である。令和4年度と比較すると、約38億7,000万円増加している。この理由としては、大久保小学校及び第二中学校の建て替え、そして向山小学校の長寿命化改修など、いわゆる学校施設の改修等に多額の費用が投じられる予定であることから増額となっているものである。

教育費の中で、主だった新しい事業を中心に説明させていただく。資料14ページ目を御覧いただきたい。「No. 14 教育文化推進事業」については、袖ヶ浦西小学校で日本語指導教室を正式に開設するための費用として、指導者1人分を新たに追加したものである。「No. 15 読書活動推進事業」については、学校司書を令和4年度の11名から、令和5年度は1名増員しようとするものである。

資料15ページ目を御覧いただきたい。「No. 26 情報教育推進事業」については、AI型デジタルドリルの導入費用として約2,000万円を計上させていただき、学校での活用を図っていきたいと考えている。

資料19ページ目を御覧いただきたい。「No. 95 放課後子供教室事業」については、屋敷小学校、実花小学校、向山小学校及び香澄小学校の4校で、令和5年度に新たに開設を予定しているものである。

資料20ページ目を御覧いただきたい。「No. 110 市立小中学校給食費無償化事業」については、本年1月より無償化の対応をしているところであるが、来年度についても第3子以降の児童生徒学校給食費の無償化を引き続き行うことで、多子世帯の子育てに対する経済的負担軽減を図っていきたいと考えている、と概要を説明

小出学校教育部主幹

議案第5号「令和5年度習志野市教育行政方針について」、説明する。令和5年度習志野市教育行政方針については、令和4年教育委員会第11回定例会にて、素案を協議いただいたところである。今回は、令和5年度当初予算の内示を受け、素案から一部を修正し、最終案として提出さ

せていただいた。

資料の最終案については、前回の素案から変更している部分を赤文字で表記しているの、御参照いただきたい。

資料の概要版を御覧いただきたい。これまで、コロナ禍において、様々なことを中止せざるを得ない状況があった。令和4年度は緩和の幅が広がり、その中で経験・工夫してきたことをもとに令和5年度は、さらなる前進・向上を目指した取り組みをしていく。その上で、令和5年度の教育行政方針のキーワードを4つとした。

キーワード1つ目の「新たな挑戦」については、特別支援教育、いじめ問題対策、日本語を母語としない児童・生徒の対応、全小・中・高等学校に設置する学校運営協議会、さらには文化ホールの休館に伴う取り組み等、時代の要請に応えるべく取り組みを推進していく。

キーワード2つ目の「安全・安心」については、学校安全の活動である安全教育、安全管理、組織活動はもちろん、特に心の安全・安心に力を入れ、幼児教育・学校教育・生涯学習において、居場所づくりの取り組みをさらに進めていく。

キーワード3つ目の「工夫・改善」については、これまで実施してきたことであっても、創造力を働かせ、工夫・改善をすることで前進した取り組みを展開していく。特に、鹿野山少年自然の家における宿泊自然体験学習は従前のおり行うのではなく、現在の状況に合わせた安全対策・活動を講じて取り組んでいく。また、AI型デジタルドリルについては、児童生徒の個別最適な学びだけではなく、先生方の問題作成・採点等の業務の削減にもつながるものでもあることから、活用の推進を図っていく。

キーワード4つ目の「柔軟な連携」については、さまざまな事業を推進するためには、連携が不可欠であることから、従前の連携にとらわれず、必要な部署との連携を見出し、広げていく。

最後に、一人ひとりの可能性を伸ばし、子ども達が未来に向かって力強く羽ばたいていけるよう、「一人ひとりがきらりと光る習志野の教育」を進めていく、と概要を説明

古本委員

鹿野山少年自然の家については、補修が必要であったと記憶しているが、改修工事などは全て終わっているのか、と質問

合田学校教育課長

鹿野山少年自然の家については、4月の再開に合わせて、必要な補修等について行っているところである。また、感染症対策に関しても配慮し、サーキュレーター等備品の購入についても行い、4月の再開に向けて準備しているところである、と回答

古本委員

散策する道が台風などでダメージを受けたと記憶しているが、それについてもほぼ問題なく、4月から使えるように準備をしているという理解でよいか、と質問

合田学校教育課長

散策コースについては、御指摘の台風などの影響もあり、以前使っていたコースの全てが使えるわけではないが、整備は進めているところである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第5号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第2回定例会の閉会を宣言